

## 家族の在留資格

外国人の方が「家族」として日本に在留するケースには以下のような場合があります。それぞれで就労制限が異なりますので、どの在留資格であるのか、確認が必要です。

### ●「家族滞在」

「家族滞在」ビザは、外国人の方が日本で就労ビザや留学ビザなどを取得して活動している場合に、配偶者又は子を日本に呼び寄せて一緒に生活をしたい場合に取得する在留資格です。原則として、本人の扶養を受ける必要がありますので、家族は基本的には働くことはできませんが、資格外活動許可をとることで 1 週間に 28 時間以内であれば就労できます。なお、風俗営業等に従事することはできません。

### ●「永住者の配偶者等」

永住者・特別永住者の夫・妻は、家族滞在の配偶者とは異なり、許可された場合には就労制限はありません。また、永住者・特別永住者の子については、日本国内で生まれ、引き続き在留している場合に限り、日本国外で生まれた場合はこれには該当しません。

### ●「日本人の配偶者等」

日本人の配偶者等として許可された日本人の夫又は妻、実子、特別養子については、永住者の配偶者等と同じく、就労制限はありません。

「家族滞在」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格については、就労の為に在留する者と異なり、配偶者又は子として在留することを許可されており、その身分により在留許可が出されている為、離婚、死別したときは、14日以内に入国管理局への届出が義務づけられています。さらに、これらの在留資格をもって在留する配偶者が、正当な理由がないのに配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留していると、在留資格取消事由に該当します。配偶者について言えば、単に入籍して、法律上の婚姻関係があるというだけでは足りず、同居や相互扶助の関係にある夫婦共同生活をしているという実態があり、また、婚姻関係が真実でなければ、認められないとされています。ただし、例えば、別居状態にあるような場合でも、その理由（仕事を理由にする単身赴任や療養のための入院生活など）や、生活費の相互負担等を総合的に判断されます。

ただし、別居・離婚するときには、在留資格取消とはなりませんが、在留資格取消事由に該当する日本人の配偶者、永住者の配偶者、特別永住者の配偶者については、在留資格取消をしようとする場合には、他の在留資格への変更（定住者等）又は永住許可の申請の機会を与えるよう配慮しなければならないとされており、その日本での滞在年数や別居・離婚等の理由や子の有無等を判断材料に許可が出るケースもみられます。

## 外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 (キリン社会保険労務士事務所内)  
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>